

物品購入規約

1. **一般条項。**本物品購入規約(本「規約」)は、FMC Corporationまたは場合により一社もしくは数社のその関連会社(「買主」)が注文書に指定された販売者または販売業者(「販売業者」)に対し発行する、物品の1つ以上の発注書(「注文書」)に組み込まれ、これを補足する。本規約において「本契約」という文言は、本規約と本規約が関連する注文書をあわせたものを呼称する。販売業者のいかなる見積書、提案書、またはその他の文書中の契約条件も、すべて、ここに明示的に拒絶される。本契約は、買主の販売業者に対する申込の意思表示であって、販売業者は本規約にしたがってのみ、これを承諾することができる。販売業者が注文書を受領確認した場合、または、注文書に記載される物品(「物品」)の出荷を確認した場合、それは本規約への同意を構成するものとする。本契約は、本契約の主題事項に関する買主と販売業者の間の完全なる合意を定めるもので、両当事者間における本契約の締結前および締結時におけるすべての了解事項、交渉、および取引に優先する。本契約は、各当事者の正当な権限が与えられた代表者が署名した書面による場合を除き、修正または改訂することができない。履行の過程、取引の過程、商習慣、口頭での約束のいずれも、本契約の契約条件を制限し、説明し、または補足するために使用されないものとする。本規約と異なる、または矛盾する契約条件は、買主が書面に明示的に同意しない限り、却下される。買主および販売業者が、注文書に規定される主題を対象とする契約書を別途締結済みである場合には、かかる別途締結された契約書が、本規約に代わり、注文書に適用されるものとする。

2. **価格、支払。**注文書は確定価格注文である。注文書が、買主による連続的な購入に適用される場合において、また買主が、(i) 買主にとって結果的に引渡価格がより低くなる価格で、同様なまたはより品質の高い物品を購入できるとき、および/または(ii) 買主がその独自の判断で決定するところにより、買主にとってより有利なその他の条件で購入できるときは(これら何れの場合も、「有利な条件」)、そのときは、買主は、売主にかかる有利な条件を通知することができ、この場合には、販売業者はかかる有利な条件に対応する機会を与えられるものとする。買主の通知の日から30日以内に販売業者が書面にて有利な条件を提供しなかった場合は、買主はかかる有利な条件を提供する第三者から物品を購入することができ、このような形で行われた購入の数量分だけ、注文書に基づく買主の購入義務は削減され、それにあたって本契約に基づく追加の義務は課されず、権利の変更も行われない。買主から価格の提示がなかった場合、販売業者は注文書の注文を満たすにあたって、買主の書面による同意なくして、買主に対し直近に見積りまたは請求した価格よりも高い金額を適用しないものとする。販売業者は、物品に請求される価格が、注文書の日付の時点と物品の納品時に有効な適用されるすべての法と規制を順守していることを表明する。買主による相殺または控除を条件として、買主は紛争の生じていないすべての請求額を注文書に定められた期間内に、または両当事者間で締結された契約で明確に規定されたとおりに支払うものとする。請求書は、該当する物品の出荷日より前の日付とすることはできない。請求書は納品が証明されて初めて支払われる。注文書に基づき支払われるべき金額はすべて、相殺や控除の対象となるものとする。支払は物品の検収とみなされず、かかる物品に関する請求権の放棄と解釈されないものとする。支払いにあたっての通貨兌換は市場価格によるものとし、FMCが選択する公開市場情報源で提示された市場レートで行われるものとする。買主が適時に支払を行うのを妨げる通貨に関する制限の解決または軽減は、サービス業者の責任であるものとする。

3. **梱包、パッキングリスト、船荷証券。**販売業者は、輸送中の損傷を防ぐための適切な梱包、積み込み、および固定に責任を負うものとする。販売業者は、通い箱(リターナルコンテナ)の代金を別の簡略請求書に記載しなければならず、返送の際の運賃は、販売業者のアカウントから徴収される。パッキングリストの付属していないすべての出荷については、買主が確認した重量および/または数量が最終的かつ決定的なものとして受け入れられる。

4. **納品。**履行期の厳守は、本質的な重要性を有する。販売業者は十分な労働者と管理者、工場と設備を確保し、期限通りの納品を確実にするために必要となる時間の業務を行うものとする。(夜間シフト、残業、休日週末業務を含む) 納品または履行を分割で行うか否かにかかわらず、販売業者の義務は分割することはできない。買主は、その同意なしに着払いで送付された出荷を受け取る必要はなく、販売業者の危険負担で送り返すことができる。

5. **所有権および危険負担。**すべての物品の危険負担は、物品が注文書に指定された場所で受け取られるまで、販売業者にあるものとする。これに反する制限的な文言がある場合にかかわらず、物品の設計図、図面、仕様に対する所有権は、買

主に引き続き付与され買主が留保するものとし、買主は任意の目的にそれを利用することができる。注文書に別段の記載がない限り、物品に対する所有権は、買主が買主の施設でかかる物品を受け入れた時点で、買主に移転するものとする。買主が中間払いを行った場合、物品の所有権は、支払った分だけ買主に移転するものとし、注文書の総額に対し行われた累計支払額に比例して移転するものとする。販売業者はまた、かかる物品を買主の財産として特定する。ただし買主が特定を免除する場合は除く。

6. **検査。**すべての物品は、支払日にかかわらず、納品後合理的な期間内に買主の最終検査と承認を受ける。買主は納品された物品について、数、重量、量、紛失、汚損、損傷、欠陥について補償請求を提出するための合理的な期間を与えられるものとする。

7. **変更。**買主は、書面による通知を行って、次の点に関していつでも変更を加える権利を留保する。即ち、(i) 提供される品目が特別に買主のために製造される場合は、注文書に記載される仕様書、図面およびデータ、(ii) 数量、(iii) 出荷または梱包の方法、(iv) 納品場所、(v) 納品時期、または(vi) 注文書に影響を与えるその他のあらゆる事項。買主による変更により、注文品の費用や納期が増減する場合は、買主は、契約価格または納期あるいはその両方に対し、相応の調整を行うものとする。

8. **契約終了。**買主はその都合により、販売業者に対し、書面、電子的、または電報による5日前の通知を行うことにより本契約を一部または全部を終了させることができる。かかる終了通知を受け取り次第、販売業者は、かかる通知に記載されている指示に速やかに従うものとし、また必要に応じて、(i) 当該通知に規定されたとおり、注文書のその履行を終了させ、関連するあらゆる費用および責任を最小限に抑えるために必要な措置を講じ、(ii) 買主の指示に従い、注文書に関する買主のあらゆる財産を保護、保存および引渡し、および(iii) 買主によって終了されていない、注文書のあらゆる部分の履行を継続するものとする。買主の都合による終了の場合、販売業者は終了の時点で、注文書の履行に用いるため、完成品もしくは未完成品、または未加工の、半加工の、もしくは完成した物品を、在庫としてまたは確定注文として有することがありうる。完成した物品については、買主は、完成された物品の全部または一部の納品を求め注文書に定められた価格を支払うか、または(納品を受けとらずに)、注文書に定められた価格と、解除の時点での市場価格(より低い場合)の差額を販売業者に支払うものとする。未完成品、原材料、または半加工材料については、買主は、かかる物品の一部または全部の納品を求め、注文書に定められた価格に対し完成段階に応じた一定割合の価格を支払うか、または(納品を受け取らずに)、注文品に適切に配分可能なものとして、注文書に定められた価格に対する完成段階に応じた一定割合の価格(ただしこの価格から、その完成段階にある物品の市場価値またはスクラップ価値のどちらか高い方を差し引いたものとする)を販売業者に支払うものとする。販売業者が確定注文を行った物品については、買主はその選択において、かかる注文に基づく販売業者の権利の譲渡を求めるか、またはかかる注文に基づく販売業者の義務を清算または解除するための費用を払うことができる。

9. **債務不履行責任が免除される遅延。**いずれの当事者も、かかる当事者の合理的な制御の範囲を超える事由を原因として履行が不可能になり、かつ、かかる当事者の責に帰さず過失にもよらない場合、本契約におけるその義務の不履行について、相手側当事者に対し責任を負わないものとする。これには実際に物品を使用できないことや、物品から製造、処方、加工される製品を作成、使用、または販売できないことが含まれる。履行を妨げられた当事者は、本条にもとづく救済を求める前に、履行を行うべく合理的な試みを行うものとし、また、他方当事者に速やかな通知を行い、かつかかる事由の予想継続時間を知らせるものとする。販売業者がかかる事由により物品を納品できない場合、買主は、かかる事由に起因する遅延期間だけ物品の納期を伸ばすこと、または注文書に基づき注文する物品の数量をかか期間の納品分またはその一部のみ削減することを選択できる。または、かかる事由が30日以上継続する場合、買主は本契約を解除することができる。販売業者の生産能力に影響を与える事象が発生した場合、販売業者はかかる状況の継続中、買主への物品の納品を停止することができるが、販売業者は、自らの利用可能な供給能力に比例して、買主のその時点の予測数量に基づき、買主が販売業者の生産能力の比例配分を受けられるように、自らのすべての生産能力を割り当てる。

10. **保証。**販売業者は、物品には汚損、損傷、および欠陥がなく、その材料および工作技術において欠陥がなく、販売可能で、買主の仕様、図面、データおよび販売業者の説明、約束、またはサンプルに完全に準拠していること、かつ、かかる物品は、販

物品購入規約

売業者が買主の意図する用途を知っている場合またはかかる用途を知る理由がある場合に、かかる用途に適合していること、かつ販売業者は物品に対する有効な所有権を、あらゆる担保や請求、および所有権の妨げのない状態で権利移転することを表明し保証する。販売業者による黙示的保証は、除外されず、免責とならない。販売業者は、買主のプロセスまたは製品性能への影響の可能性を相互に評価するため、原材料、製造プロセス、製造元、製造場所の変更、またはテスト方法について買主に事前の通知を行うものとする。販売業者は、物品およびそのコンポーネント部品の製造、ならびにかかる物品の使用や再販が、第三者の特許、著作権、商標、企業秘密その他の知的財産権を侵害しないことを保証する。本契約に関連して生成された素材の著作権は、販売業者から買主へ無償で譲渡され、販売業者はかかる権利を譲渡するための適切な措置を取ることに同意する。販売業者は、物品が、環境、健康、および安全に関する法規を含め、適用されるすべての法、許可、規則、および規制を順守することを表明、保証し、またかかる物品の輸送(販売業者が手配する場合)が、物品の包装、表示、および出荷に適用されるすべての法、許可、規則、および規制を順守していることを表明し保証する。

11. **買主の救済。**販売業者が、(i) 何らかの汚染された、損傷を受けた、もしくは欠陥のある物品、または本書に基づく買主の指示、仕様書、図面、納品日、販売業者の明示的もしくは黙示的な保証に従わない物品(「**不適合物品**」)を提供または供給した場合、(ii) 本契約に規定する何らかの表明、保証、誓約、または合意に違反した場合、または (iii) 適合する物品を適時に供給しなかった場合には、買主は、その判断により、(a) かかる物品を拒絶するか、(b) 注文書を終了させるか、(c) かかる物品を返品し、販売業者から返品に関連するあらゆる費用、経費および損害賠償を請求するか、(d) 発生したあらゆる損失、費用および損害賠償を補償し、販売業者に請求するか、(e) 買主が経費を負担することなく、かかるすべての物品を売主に交換させるかもしくはその他の形で是正させるか、または (f) かかる物品を留め置いて、あらゆる損害を販売業者に請求することができる。本契約に記載されるすべての権利と救済は、法により提供されるすべての権利と救済へ追加されるものとし、検査、試験、検収、および支払いをとおして存続する。本条に規定する権利に加えて、買主は、買主が書面により適切な保障を求めた後10日以内に、販売業者による期待される履行(適時の履行を含む)に関して、不安を抱かせる合理的な根拠が生じた場合、または販売業者が債務超過となるか、債権者のために財産を譲渡もしくは破産手続きを行い、または債権者破産申立てもしくは清算の申立てを自ら行いもしくは債権者より申し立てられ、または販売業者の財産に関して清算人、管理人もしくは管財人が任命された場合には、販売業者に対して書面による通知を行い次第、全部であると一部であるとを問わず、本契約を終了することができる。

12. **責任の制限。**本書にこれに反するいかなる規定がある場合にも、それにかかわらず、買主は、契約違反、保証違反、不法行為、厳格責任またはその他の結果として、販売業者が被るもしくは負担する、いかなる逸失利益、契約の喪失、暖簾の喪失、機会の喪失、生産の喪失、生産減少、稼働停止による損失またはその他のいかなる間接的もしくは派生的損失や損害について責任を負わないものとする。いかなる場合にも、買主は、該当する注文書に基づき、サービス業者に実際に支払った料金の金額を超えて、直接的な損害を賠償する責めを販売業者に対して負わないものとする。

13. **賠償。**販売業者は、(i) 物品の販売業者による供給、(ii) 本契約に含まれる何らかの表明、保証、誓約、または合意の販売業者による違反、(iii) 販売業者および/またはその従業員、代理人もしくは関連会社による過失、重過失、または意図的な違法行為を含むがこれに限定されず、販売業者の何らかの作為または不作為に起因しまたは関連する、あらゆる請求、賠償責任、損害賠償、刑罰、判決、評価、損失、連帯責任、および経費(合理的な弁護士費用を含む)について、買主およびその関連会社、買主および関連会社の役員、取締役、メンバー、代表者、代理人、および従業員を免責し、防御し、またこれらの者に損害を被らせないものとする。買主はかかる請求について書面にて販売業者に通知するものとし、販売業者の費用において、かかる訴訟または法的手続きの防御に合理的に必要となりえる支援を提供するものとする。物品または物品の何らかの構成部品が、何れか第三者の知的財産権を侵害していると判示され、それらの使用が差し止められた場合には、販売業者は、その選択に従い、また自らの経費負担で、また防御、免責および損害負担免除するその義務に加えて、(a) 物品を継続して使用するための権利を買主並びにその承継者および譲受人のために獲得する、(b) 買主が受け入れ可能な本質的に同等の権利非侵害の製品と交換する、または (c) 買主が受け入れ可能な本質的に同等の性能により、買主が権利を侵害しないよう物品を改造するものとする。(a) また

は(b)または(c)が行われない場合、買主は法および本契約に基づくその権利を留保し、その選択において侵害する物品を販売業者へ販売業者の費用で返品することができ、販売業者はすみやかに購入金額を買主へ返金するものとする。

14. **買主の資産。**注文書の履行に使用するため買主が販売業者に提供する、または特に支払うすべての特殊な金型、鋳型、治具、固定具、およびその他の資産は買主の資産であり、また、そうあり続けるものとし、買主の独占的使用のためのものであり、販売業者のリスクにおいて保管し、買主を損害額受取人として、交換費用相当額をその価額とする。買主から要請があった場合、販売業者は、保険証券または保険証書のコピーを提出する。

15. **機密保持。**販売業者は、(本契約の満了または解除の前後を問わず、)技術的またはビジネス上の買主の情報やデータ(口頭、書面、および/またはその他の視覚的観察により得た情報を含み、これを「**機密情報**」という)にアクセスしたか、今後アクセスする可能性がある。販売業者は、(i) 機密情報のその使用を、もっぱら本契約の範囲内に限定するとともに、買主の事前の書面による同意なく、機密情報のその他いかなる使用も許さないものとし、(ii) 買主の事前の書面による同意なく、機密情報をいかなる第三者にも開示せず、ならびに (iii) 機密情報の拡布を、もっぱら本契約の範囲内ではかかる機密情報を真に知る必要がある、および本書における守秘義務と同じ程度に買主を保護する秘密保持義務に拘束される、従業員、代理人、および下請業者に制限するものとする。販売業者は本契約の存在や条件、またはそのあらゆる部分を、買主の事前の書面による同意なく第三者に開示しないものとする。販売業者は、機密情報のすべてまたはその一部を、買主の事前の書面による同意なく特許出願書に記載しないものとする。本契約のいかなる内容によっても、機密情報、または買主の技術もしくは知的財産を使用する権利またはライセンスが販売業者に付与されるものではない。これらの機密保持義務は、注文書の完了後10年間、販売業者を拘束するものとする。

16. **保険。**本契約の期間中、販売業者は、本規約に基づくその賠償義務を含む、本契約の義務の履行に起因しえる自らの賠償責任に対する保護を行うために必要な種類および金額の保険に加入するものとする。このような保険には最低限、労災保険または雇用者責任保険、企業総合賠償責任保険が含まれるものとし、また該当する場合は自動車保険にも加入するものとする。買主から要請があった場合、販売業者はかかる保険についての証拠を買主が納得する形式で買主へ提出するものとする。販売業者は、販売業者の労災保険を除くすべての保険に関連し、買主を「追加被保険者」として指名するものとする。本条に従って加入した保険によってカバーされる範囲において、販売業者は、買主に対する損害回復または代位求償の権利(買主の不注意、厳格責任、その他の行為または不作為に起因するか否かを問わない)を放棄する。

17. **租税。**注文書に別段の規定がない限り、すべての価格は、注文書に起因または関連する、売上税、使用税、付加価値税(またはそれに類する税)を含む国、郡、州、地方、県その他政府の税、一般関税、賦課、料金、消費税、特殊関税を除いた外税の価格とする。売上税、使用税、付加価値税(またはそれに類する税)は、販売業者の請求書に別途記載されるものとし、また買主は、かかる租税をその適用される税率で納付するものとする。買主は、免税資格を得ることがあり、その場合には、買主は、販売業者に対し、免税証明書またはその他の適切な免税を証明する文書を提出する。買主は、販売業者の純所得、総所得、資本、自己資本に関する税、法人税、営業税、財産税、その他類似の税金または賦課(「**所得関連税**」)に対し責を負わない。買主が、本契約に基づき、販売業者に対して行うべき種類の支払から所得関連税を源泉徴収することを、法律、規則、または規制により義務付けられる場合は、買主は、(i) 注文書に基づき別途販売業者に送金可能な金額から、それらの租税相当額を控除し、(ii) かかる租税相当額を適切な税務当局に納付し、(iii) 課税された所得関連税すべての納付を証明する納付証明書原本を、かかる控除後の正味金額を受領する販売業者に送付するものとする。

18. **サプライヤー行動規範。**販売業者は、www.fmc.com/AboutFMC/FMCSuppliers/FMCPurchasingValues/SupplierCodeConduct.aspx に定められる買主のサプライヤー行動規範(「**サプライヤー行動規範**」)を認識していることに同意する。販売業者はサプライヤー行動規範を順守していることを表明し、サプライヤー行動規範を順守して買主に物品を供給することを約束する。

19. **雜則**。ニューヨーク州法は、いかなる法の抵触の原則にも関わらず、契約、不法行為、またはその他の法理論に基づき生じるか否かを問わず、その有効性、文理解釈、目的論的解釈および履行、ならびにすべての請求と訴因を含むがこれに限定されず、本契約に関連するあらゆる事項に適用されるものとする。

前述の規定にかかわらず、(i) 本契約に基づく両当事者の履行が、アメリカ合衆国外の何らかの一国内で生じ、および (ii) 両当事者が双方とも当該国で設立されたものである範囲で、本契約は、当該国の法律に準拠し、同法に従って解釈され、執行されるものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本件契約には適用されないものとする。本契約の一部の条項が無効または執行不可能とされた場合も、残りの条項はその影響を受けないものとする。販売業者は、買主の書面による同意なしに、本契約または本契約に基づくその権利または義務を譲渡、権利移転、または委託することができない。販売業者によるすべての譲渡、権利移転、または委託の主張は無効かつ効力がないものとする。買主は、本契約の履行に随時関与する関連会社および子会社に対する場合を含め、本契約の履行の一部または全部を制限なく、委任および/または権限移譲することができる。買主が、販売業者による本契約の契約条件の厳格な履行をある時点で主張しなかった場合であっても、将来における履行を買主が権利放棄したとはみなされないものとする。何らかの理由により本契約の他の言語への翻訳が必要または望ましい場合は、両当事者は本契約の解釈に関するすべての事柄において、英語が優先するものとすることを、認め同意する。